

第3次平戸市総合計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、第3次平戸市総合計画策定業務委託（以下「本業務」という。）の委託業者を選定する手続きに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 本業務の概要

(1) 本業務の名称

第3次平戸市総合計画策定業務委託

(2) 業務内容

別添「第3次平戸市総合計画策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。ただし、契約時における仕様書については、選定された事業者の企画提案内容に応じて変更することがある。

(3) 履行期間

本業務の委託契約の締結の日から令和10年3月24日まで

(4) 委託料上限額（令和8年度及び令和9年度）

20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 各年度の委託料支払上限額

令和8年度 5,100,000円 令和9年度 14,900,000円

3 選定方法

選定方法は、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。ただし、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

- (1) 総合計画策定業務を行う体制を有し、過去3年（令和5年度～令和7年度）以内に本業務と同種又は類似業務について、地方公共団体等への策定実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 国及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始等の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続等開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 平戸市暴力団排除条例（平成24年平戸市条例第22号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有しないこと。
- (7) 平戸市物品入札参加資格審査要綱の規定により、令和7・8年度平戸市物品入札参加資

格の計画策定業務に登録があること。

- (8) 募集開始日（公表日）から契約の締結日までの間において、平戸市物品入札参加資格審査要綱の規定により、入札参加資格停止等の処分を受けていないこと。

5 参加申込み

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記に掲げる書類を提出すること。

参加申込書及びプロポーザル実施要領等、公募に関する資料・様式類は、本市ホームページからダウンロードすること。

(1) 提出書類

- ①参加申込書（様式第1号）
- ②会社概要書（様式第2号）
- ③業務受託実績書（様式第3号）

(2) 提出期限

令和8年6月19日（金）午後5時 必着

(3) 提出方法

持参または郵送（期日必着）とする。持参の場合、平日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出先

平戸市役所財務部企画課政策企画班

住 所：〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3

電話番号：0950-22-9111（直通）

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類（任意様式）

- ①企画提案書
- ②本業務の実施体制
- ③見積書（消費税及び地方消費税を含むこと。また内訳書を添付すること。）
- ④工程表
- ⑤その他必要と思われる資料

※見積書については、委託予定者に選定された場合、当該見積額が契約額を確約するものではない。

(2) 作成上の留意事項

- ①提案書は、A4版で製本すること。
- ②文字の大きさは、原則として11ポイント以上とする。
- ③文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。
- ④提案書の印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
- ⑤A3判の資料は片面印刷とし、A4サイズ三つ折りすること。

⑥提案書の下段余白にページ番号を入れること。

⑦提案書の表紙には、タイトルを「第3次平戸市総合計画策定業務」とし、提出年月日を記載すること。なお、正本には会社名・会社印、代表者名・代表者印を記名押印すること。副本については、会社名、代表者名を記名すること。

(3) 提出部数

正本各1部、副本各6部

(4) 提出期限

令和8年6月19日（金）午後5時 必着

(5) 提出方法

持参又は郵送（期日必着）。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(6) 提出先

平戸市役所財務部企画課政策企画班

住 所：〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3

電話番号：0950-22-9111（直通）

7 実施要領等に関する質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書（様式第4号）に質問内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。受信後は、事務局から確認メールを返信する。電子メールの件名は、「総合計画プロポーザル質問書（法人名）」とすること。

(2) 提出期限

令和8年5月29日（金）午後5時 必着

(3) 回答方法

本市ホームページ上に掲載する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

(4) 提出先アドレス及び電話番号

平戸市財務部企画課政策企画班

メールアドレス：seisakukikaku@city.hirado.lg.jp

電話番号：0950-22-9111（直通）

8 一次審査（書類審査）

提出書類を基に、「第3次平戸市総合計画策定業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」で選定基準1に基づき、2次審査（プレゼンテーション）を実施する事業者上位4者以内を企画提案者として選定する。

一次審査の選定結果は、参加申込みをしているすべての事業者に電子メールにて通知する。

なお、選定結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

9 二次審査（プレゼンテーション）

企画提案者に選定された者は、提出された企画提案書等にもとづき、プレゼンテーションを行う。なお、選定結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

(1) 実施日時

令和8年6月30日（火） 午後（開始時間未定）

(2) 実施場所

平戸市役所3階会議室

詳細な日程については、書類審査結果と併せて通知する。

(3) 内容等

- ①プレゼンテーション 1事業者につき30分以内
- ②質疑応答 約10分
- ③1事業者の出席者数 3名以内
- ④その他

プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書のみとし、追加提案の資料配布は認めない。また、プレゼンテーションに必要な場合は、会場に用意するプロジェクター及びスクリーンの使用を認める。（使用の際は、企画提案書の提出時にその旨申し出ること。）その他パソコン等必要な機器については、各提案者で用意すること。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

10 委託予定者の選定

(1) 選定の手順

- ①選定委員会において、選定基準1及び選定基準2に基づく合計得点が上位の者から、交渉権第1位及び第2位となる事業者を委託予定者として選定する。
- ②交渉権第1位に選定された事業者と、契約内容等について協議を行う。交渉権第1位に選定された事業者との交渉の結果、合意に至らなかった場合等は、交渉権第2位に選定された事業者と交渉を行う。（交渉の結果、最終的に合意に至った1事業者のみを委託業者（契約相手方）とする。）

(2) 選定基準

①選定基準1

区 分	審 査 項 目
提案内容	業務理解度
	提案書内容
業務体制	業務実績
	実施体制
	スケジュール

②選定基準2

区 分	審 査 項 目
提案内容	現行計画の評価方法
	業務提案
	住民意見の反映
	独自提案
	運用管理と評価方法
	業務支援
プレゼンテーション	説明能力
	業務に対する意欲
見積書	見積価格

※選定基準における各審査項目の配点内容及び得点結果については非公表とする。

11 失格要件

提案者若しくは提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが明らかになった場合
- (4) 選定委員会を欠席、又は指定した時間に遅刻した場合
- (5) 選考の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) その他、本要領に違反すると認められる場合

12 契約の手続き

業務仕様書及び委託予定者の企画提案書等の内容を基本に協議の上、平戸市契約規則に基づき契約を締結する。委託予定者の企画提案書等の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、委託予定者との協議により、項目を追加、変更又は削除する場合がある。

また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行う場合がある。

13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 定められた期限内に企画提案書等の提出が無い場合や、プレゼンテーションに欠席した場合、または辞退の申し出があった場合は、本プロポーザルに参加する資格を失う。
- (3) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属するものとする。ただし、本市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 企画提案書について、情報公開請求があった場合は、平戸市情報公開条例に基づき公開することがある。
- (5) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (6) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

14 実施スケジュール

内容	期間等	備考
募集開始	令和8年5月20日(水)	市ホームページに掲示
質問書提出締切り	令和8年5月29日(金)	FAX、電子メールにて受付 午後5時必着
質問回答	令和8年6月3日(水)	市ホームページにて回答
参加申込締切り (参加申込及び企画提案書等)	令和8年6月19日(金)	持参もしくは郵送 午後5時必着
1次審査 (書類審査)	令和8年6月24日(水)	電子メールにて審査結果通知 及び2次審査案内送付
2次審査 (プレゼンテーション)	令和8年6月30日(火)	平戸市役所3階会議室
委託予定者選定結果通知	令和8年7月3日(金)	電子メール及び市ホームページにて結果通知
委託業者決定・委託契約締結	令和8年7月上中旬	